

山口県報

平成21年
10月20日
(火曜日)

目 次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一

保安林予定森林 (森林整備課)……………三

道路の区域の変更 (道路整備課)……………三

道路の供用の開始 (道路整備課)……………四

公告

国土調査の成果の認証 (地域政策課)……………四

契約の締結 (物品管理課)……………四

山口県告示第三百九十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年十月二十日から同年十一月九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

- 氏名又は名称 日産化学工業株式会社
- 住 所 東京都千代田区神田錦町三丁目七番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 名 称 日産化学工業株式会社小野田工場
- 所在地 山陽小野田市大字小野田六九〇三番地の一
- 三 特定施設に関する事項
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使用の方法
	能 力 (m ³ /日)	工事着手 年月日	
四七一口	三・一	平成二一、一、一三	工事完成 年月日
"	〇・三九	平成二一、一、一五	
"	"	平成二一、一、一六	使用開始 年月日
"	"	断 続	使用時間 隔 隔
"	"	一 時 間	時の使用 間 間
"	"	"	季節的変 動の概要

備考 「四七一口」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設をいう。

種 類	活性汚泥処理施設		中和沈殿処理施設		種 類		項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)							
	処理後	処理前	処理後	処理前	通 常	大 通 常	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)		窒素 (mg/l)	リン (mg/l)					
活性汚泥処理施設	"	"	"	七	"	八、六	"	六二四	九二四	八〇	一〇〇	三、八〇〇	六五三	七二〇	八九〇	一、三三三	一、六九六・七	
中和沈殿処理施設	"	"	"	"	一六	二二	二二	二六	一五〇	五〇	八〇	二	一六〇	三〇〇	二・七	四五	六〇	二二、〇九二・六二二、七九二・六

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (t/日)	処理の方式	間使用時間	一日当たりの使用時間	概 季節的変動の要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
活性汚泥処理施設	コンクリート製	一、五〇〇	活性汚泥	連続	二四時間	変動なし	(既)		
中和沈殿処理施設	"	五〇、〇〇〇	中和・沈殿	"	"	"			(設)

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	水 素 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)	
	通 常	大 通 常	通 常	大 通 常
"	八、六	一五、〇〇〇	〇・〇二	〇・〇二
四七一口	九、八	三、四四〇	〇・七	一・七

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排水		水の汚染状態		値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	素 (mg/l)	燃 (mg/l)	
七	八	六	一六	二二	二〇	三〇	二
	通	最	通	最	通	最	二
	常	大	常	大	常	大	三
							一八
							二・七
							三・七
							二二・〇
							九二・六
							二二・七九二・六

山口県告示第百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十一年十月二十日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

美祢市美東町絵堂字銭屋奥八六七の二五から八六七の三一まで、八六七の三六から八六七の三八まで、八六七の四〇、八六七の四六から八六七の五一まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林予定森林の所在場所

美祢市秋芳町青景字日嶺浴四九二、四九四の一、四九五の一、四九五の二、四九六の一、四九六の二、四九七、四九九、字広畑二二九六の一、二二九六の三、二二九七

阿武郡阿武町大字宇田字焼ケ埴後口九六の一、字清水川九六の五、字舟原九六の一

○（次の図に示す部分に限る。）、字錨掛九九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市秋芳町青景字日嶺浴四九二・四九四の一・四九五の一・四九七・四九九・字広畑二二九七（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
 路線名 下関川棚線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
下関市大字安岡字大敵一〇六の一地 先から 同市安岡町六丁目一〇七の一地先ま	最 狭 四・三 〇・〇	最 狭 四・三 〇・三	最 狭 一・四 〇・〇	六 六 六 ・ 一	ダ ブ ル ウ ェ イ

山口県告示第四百一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
下関川棚線	下関市安岡町八丁目六の一地先から 同市 同町三六の一地先まで	平成二十一年十月二十一日



(三二九) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十一年十月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
宇部市	平成二十一年五月十四日から 平成二十一年二月二十五日まで	宇部市地籍簿 宇部市地籍簿	大字船木の一部
" "	平成二十一年五月十四日から 平成二十一年三月九日まで	" "	大字藤河内の一部
下松市	平成二十一年五月十一日から 平成二十一年三月八日まで	下松市地籍簿 下松市地籍簿	大字切山の一部
阿東町	平成二十一年五月十一日から 平成二十一年一月二十六日まで	阿東町地籍簿 阿東町地籍簿	大字生雲中の一部

二 認証年月日

平成二十一年十月二十日

(三三〇) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十一年十月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
 会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る物品の名称及び数量
 県立学校コンピュータ教室用機器 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
 平成二十一年八月十一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
 西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町三番一五号
- 六 契約金額
 一億三百七十九万二千五百円

七 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第八号に

該当するため

八 契約担当者

山口県知事 二井 関成

平成二十一年十月二十日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁